



| 令和3年7月9日（金） 岐阜県発表資料 | | | |
|---------------------|-------------------------------|-------|--|
| 担当課 | 担当係 | 担当者 | 電話番号 |
| 観光資源活用課 | 「新たな日常」 対応宿泊施設 応援補助金チーム | 川西 和彦 | 内線 4651 直通 058-272-8193 FAX 058-278-2674 |

「『新たな日常』対応宿泊施設応援補助金」の募集を開始します

新型コロナウイルスとの闘いが長期化する中、「コロナとともにある (with_corona) 新しい日常 (new_normal)」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければなりません。県では、この「新しい日常」へ対応していくため、宿泊事業者が実施する非接触チェックインシステムやCO2測定器の導入、マイクロツーリズム、ワーケーションへの対応等の取組みを進める宿泊施設を応援しています。そのための必要な経費の一部を補助する「『新たな日常』対応宿泊施設応援補助金」の募集を7月12日（月）から開始しますので、お知らせします。

記

1 補助金の概要 ※別紙1「『新たな日常』対応宿泊施設応援補助金について」参照

(1) 補助対象事業者

岐阜県内で宿泊施設(※)を営む事業者(店舗型性風俗特殊営業を行う施設等を除く)

(※)「宿泊施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けたものが行う同法第2条第2項及び第3項の営業に係る施設をいいます。

その他の要件については、別紙1「『新たな日常』対応宿泊施設応援補助金について」をご参照ください。

(2) 補助対象事業

「宿泊施設における新型コロナウイルス対策ガイドライン(第1版)(策定:日本旅館協会等)」又は「コロナ社会を生き抜く行動指針(策定:岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部作成)」に沿って実施する感染拡大防止のための対策やワーケーション等新たな需要に対応するための取組。

- ① 備品等の購入又はリース
- ② 宿泊施設の工事
- ③ 消耗品の購入
- ④ その他知事が認める経費

(想定する事業の一例)

- ・非接触式体温計、サーモグラフィ、従業員用フェイスシールド等の購入
- ・飛沫感染防止のためのアクリル板やビニールカーテンの設置
- ・非接触チェックインシステムの導入、キャッシュレス決済の導入
- ・換気対策(CO2測定器、サーキュレーター、空気清浄機能付きエアコン)
- ・宿泊客向けのトイレの自動開閉蓋、自動洗浄の導入のための改修

- ・ワーケーション等、新たな需要に対応するためのWi-Fi設備工事、施設改修
- ・アルコール消毒液、使い捨てマスク 等

(3) 補助対象期間

令和2年5月14日(木)～令和4年2月1日(火)

(4) 補助率

補助対象経費の2/3以内

※消耗品の購入に限り1/2以内

(5) 補助限度額

施設ごとの客室数に応じて、1施設あたり以下の額を上限とします。

1室～9室 666千円

10室～29室 1,333千円

30室～49室 4,000千円

50室以上 6,666千円(消耗品の購入に限り、上限額は5,000千円)

※交付申請額(補助金額)が以下を下回る場合は、補助金を交付しません。

備品等の購入、リース、工事の下限額 50千円

消耗品の購入の下限額 150千円

2 募集期間

令和3年7月12日(月)～8月31日(火)

※郵送のみ受付(締切日当日の消印有効)

3 交付決定

令和3年9月以降順次

4 申請方法

補助金申請書に必要書類を添付し、募集期間内に郵送により提出してください。

なお、募集要項や各種様式等の詳細は、以下の岐阜県庁公式ホームページにて公開するほか、県観光資源活用課又は各県事務所でも配付します。

<「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金>

トップページ > 岐阜県 新型コロナウイルス感染症に関する情報 > くらしと仕事の支援策 > 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策 > 令和3年度「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/163513.html>

5 申請書提出先 ※別紙2「申請書提出先及び問い合わせ先」参照

- ・宿泊施設が所在する市町村を所管する県事務所(岐阜圏域を除く)
- ・宿泊施設が岐阜圏域に所在する場合は、県観光資源活用課